

フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）

コンプライアンスについて



講義担当者からのお願い

本講義では、最後にリフレクションとグループ内で振り返りの時間を取る予定です。

講義中に印象に残った部分や再確認の部分、より知りたくなった部分等に線を引いたり、余白にメモしたりしながら受講していただくよう、お願いします。

教育とは

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的・精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

人格の完成

教育基本法第1条より

個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめること

平和的な国家及び社会の形成者として、（以下の徳目を有する）心身ともに健康な国民の育成を期すること。

- | | | | |
|---|-----------|---|-------------|
| 1 | 真理と正義を愛し | 2 | 個人の価値をたつとび、 |
| 3 | 勤労と責任を重んじ | 4 | 自主的・精神に充ちた |

幼稚園とは

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

学校教育法第22条より

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

学校教育法第23条より

幼稚園教諭とは

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

学校教育法第27条より

つかさどる = 責任をもって管理・運営したり、担当したりすること

研修とは

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず**研究と修養**に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

教育基本法第9条より

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず**研究と修養**に努めなければならない。

教育公務員特例法第21条より

コンプライアンスとは？

コンプライアンス

法令遵守・・・法令や規則を守ること

●法律・・・地方公務員法、道路交通法 等

●条例・・・徳島県青少年健全育成条例
徳島県迷惑行為防止条例 等

※刑事上の責任、民事上の責任、身分上の責任

社会規範遵守

- ・ルール
- ・マナー

服務とは

服務の根本基準 (地方公務員法 30条)

すべて職員は、**全体の奉仕者として公共の利益のために勤務**し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに**専念**しなければならない。

職務上の義務

- ①服務の宣誓 (地方公務員法 31条)
- ②法令等上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法 32条)
- ③職務に専念する義務 (地方公務員法 35条)

身分上の義務

- ①信用失墜行為の禁止 (地方公務員法 33条)
- ②秘密を守る義務 (地方公務員法 34条)
- ③政治的行為の制限 (地方公務員法 36条)
- ④争議行為の禁止 (地方公務員法 37条)
- ⑤営利企業等の従事制限 (地方公務員法 38条)

職務上の義務とは

職務上の義務

①服務の宣誓（地方公務員法31条）

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

②法令等上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法32条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ、上司の命令に忠実に従わなければならない。

③職務に専念する義務（地方公務員法35条）

職員は、法律又は条令に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

身分上の義務とは

身分上の義務

①信用失墜行為の禁止（地方公務員法33条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

②秘密を守る義務（地方公務員法34条）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

③政治的行為の制限（地方公務員法36条）

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、もしくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、もしくはならないように勧誘運動をしてはならない。

④争議行為の禁止（地方公務員法37条）

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、または地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また、何尾ともこのような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。

⑤営利企業等の従事制限（地方公務員法38条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

懲戒処分について

懲戒処分の種類

免職 (退職金支給なし)

停職 (1日～1年, 紹与支給なし)

減給 (1日～1年, 20%まで)

戒告

氏名の公表

免職 と 停職

服務上の措置

文書訓告・厳重注意・口頭注意

個々の事案を総合的に判断した結果、非違行為の程度が懲戒処分を行うまでには至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため必要があると認められる場合は、服務上の措置を行う。

全国の教育職員の懲戒処分件数 (公立学校教職員の人事行政状況調査について 文部科学省)

令和 4 年度	交通違反・交通事故	体 罰	不適切な指導	性犯罪・性暴力等	左記以外の理由	合 計
懲戒処分者数	162 21.7%	91 12.2%	42 5.6%	218 29.4%	231 31.1%	744
訓告を含めた総数	2,327 50.9%	397 8.7%	418 9.1%	241 5.3%	1,189 26.0%	4,572
令和 5 年度	交通違反・交通事故	体 罰	不適切な指導	性犯罪・性暴力等	左記以外の理由	合 計
懲戒処分者数	192 20.8%	74 8.0%	50 5.4%	289 31.4%	316 34.4%	921
訓告を含めた総数	2,302 47.7%	343 7.1%	509 10.5%	320 6.6%	1,355 28.1%	4829

交通ルールの遵守について

交通事故・違反の現状について

教職員の交通事故（徳島県）

令和6年度 254件

過去9年間、毎年200件を超える事故

教職員が加害者（双方を含む）となった事故の事例

- ◆前方の車両が信号で停止したのに気づくのが遅れ、ブレーキを踏んだが、間に合わなかった。
- ◆助手席から落下した荷物を拾い上げようとして前方不注意となり、信号で停止していた車に追突した。
- ◆後方から来たバイクに気づかず車線変更をしようとして、バイクが転倒した。

（研修資料「教職員の交通事故・違反の根絶のために」徳島県教育委員会教職員課より）

「交通三悪」の根絶

- ・飲酒運転（酒気帯び・酒酔い）
- ・スピード違反
- ・無免許運転

※道徳的にも極めて悪質な違反であり、重大な事故の原因となるもの

軽度のスピード違反であっても・・・

- ・信号機や標識の見落とし、安全確認の不足、
徐行すべき場所でのスピード違反などが重なると



重大な事故につながる

スピード違反

- スピード違反（速度オーバー）は違法行為であると認識すること
- 車両等は扱い方次第では人の命を奪う凶器となることを認識すること

（道路交通法第22条）

車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

飲酒運転

飲酒運転の禁止について（道路交通法第65条第1項～第4項）

「酒気帯び」「車両等の提供」「酒類の提供等」「車両への同乗」を禁止

○酒酔い運転 正常な運転ができない状態（歩行状態などから判断）

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○酒気帯び運転 呼気1ℓ中のアルコール濃度が、0.15mg以上

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

◇人身事故等で相手がある場合はさらに・・・・

○刑法（危険運転致死傷　過失運転致死傷）　○民法（損害賠償）など

知っていますか？

■ 令和元年12月1日改正法施行

厳罰化

- 運転中の携帯電話使用やカーナビの画像注視などは、道路交通法第71条5の5号によって禁止されています。

①運転中にながらスマホをした場合

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

違反点数 3点

反則金 普通車 18,000円

②運転中のながらスマホのせいで危険が生じた場合

携帯電話使用等に違反し、その結果として交通事故を起こしたり、交通事故に至らなくとも、後続車や対向車に急ブレーキをかけさせたりするような場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反点数 6点(免許停止)

反則金適用無し 罰則適用

※交通反則通告制度の対象外 → 刑事事件へ

令和6年11月1日より罰則の対象となった自転車の違反

- ・自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合
(6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金)
- ・自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合
(1年以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- ・自転車の酒気帯び運転
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- ・自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり自転車を提供したりすること（酒気帯び運転の助）も禁止
- ・傘差し運転、イヤホンやヘッドフォンの使用、2人乗り、並進運転も禁止

ソーシャルメディアの利用について

ソーシャルメディアの利用について

ソーシャルメディアの利用にはご注意を

ソーシャルメディアは、一度発信した情報を完全に削除又は訂正することが困難であり、不正確な情報の発信や不用意な発言によって、意図しない問題を引き起こしたり、トラブルに巻き込まれたりすることがあります。

ソーシャルメディアとは

LINE（LINE）やX（旧ツイッター）、インスタグラム、フェイスブックなど、インターネットを利用して誰でも手軽に情報の発信や相互のやりとりができる双方向メディアのことを指します。



ソーシャルメディアの利用について

教職員として特に気をつけること

- (1) 私的利用においても、徳島県の教職員であることを自覚し、責任を持つこと。
(個人的な発言でも、徳島県の教職員の見解ととられる可能性がある)
- (2) 児童生徒とSNS等を用いての私的なやりとりを行ってはならないこと。
- (3) 児童生徒や保護者から知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た秘密を発信しないこと。

一般的なソーシャルメディアの利用において気をつけること

- (1) 法令や条例、モラル、マナー等の遵守及びサービス提供側が定めた決まりを守ること。
- (2) インターネットでは、一度発信すると完全に削除することが難しいことに留意すること。
- (3) 自己の発言が、自己や他者の将来に重大な影響を及ぼしかねないことに留意すること。
- (4) 一人ひとりの個性や多様性を尊重し、互いに認め合うコミュニケーションに努めること。



ソーシャルメディアの利用について

匿名であっても、絶対に発信しないで

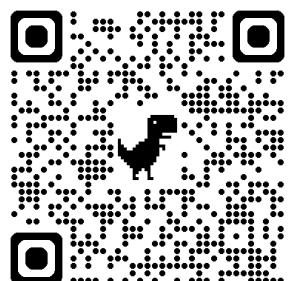
- ・誹謗中傷や差別発言
- ・他者の著作権や肖像権、プライバシーを侵害する情報
- ・虚偽の情報や事実かどうかわからない情報への同調や拡散



徳島県教職員のソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】

	項目	回答欄
1	勤務時間中にソーシャルメディアの私的利用はしていない。	
2	ソーシャルメディア上で、児童生徒や保護者と個人的なやりとりはしていない。	
3	児童生徒の成績や写真等、プライバシーに関する投稿はしていない。	
4	発信する前には、必ずその内容をチェックしている。	
5	違う考え方の書き込み等を批判したり、攻撃したりしていない。	
6	誹謗中傷や差別的と受け止められる内容の発信をしていない。	
7	ウソをついたりデマを流したりしていない。また、事実かどうかわからない情報に同調したり、拡散したりしていない。	
8	投稿した画像に他人が写っている場合、許可をとっている。	
9	他人が作成した画像等を勝手に使用していない。	
10	学校（職場）のネットワークに私物の端末（スマホ等）を接続していない。	
11	パスワードは簡単に推測できないものにし、複数のソーシャルメディアで同じパスワードを使用していない。	
12	あなたの個人情報や投稿記事、画像は、意図しない人たちから閲覧できないプライバシー設定になっている。	

☆チェックがつかない項目が一つでもある場合は、利用方法を見直しましょう。



おわりに

教育をあずかる者としての基本的心構え ~ 不祥事防止の観点から ~

教育をあずかる者として、教職員は、

- ・ 子どもは大人を手本として成長する。このことを深く心に刻み、絶えず自らの姿勢を省みなければならない。
- ・ 人権感覚を研ぎ澄まし、その職務を行うに当たり、子どもの人権について、細心の注意を払わなければならない。
- ・ 常に保護者や地域からの注視の中にあることを認識し、私的な行動においても、自らを厳しく律しなければならない。
- ・ 児童生徒や保護者、地域等からの訴えに対しては、真摯に受け止め、適切な対応に努めなければならない。
- ・ 地域に支えられ、地域とともに子どもを育む学校の一員として、豊かな社会性や対人関係能力を身につけなければならない。
- ・ 我が国の将来を担う子どもたちの教育を託された、その職責の重さを自覚し、資質の向上に努めなければならない

担当者より

先生方がコンプライアンス意識を高めて、教育に携わっていたことが、安心・安全な環境につながり、それは子どもたちの成長につながります。

忙しい日々の中とは思いますが、教育職員としての誇りを胸に、子どもたちに関わってくださることを切に願います。

リフレクションについて

1分程度、御自身がグループ内でどのようなお話をするか、考えをおまとめてください。（書き表す必要はありません。）

それぞれ1分程度ずつ、本研修で考えられたことや思われたことをお話ししてください。

グループでの話し合いの開始と終わりに声をかけさせていただきます。

令和7年度

令和7年度
「TCC（Tokushima Compliance Collection）総選挙」
教育長賞

深呼吸 自分と向き合い 襟正す

徳島県教育委員会
教育政策課コンプライアンス推進室

